

竹内章郎 (岐阜大学)

1 能力に関わる平等論についてのセンの提起

本稿は2017年9月16日の岐阜大学地域科学部での中部哲学会シンポジウム(「平等」の限界と可能性: グローバル社会における差別の問題を踏まえて) 時の拙報告「優生思想的差別を含む能力による差別を廃棄しうる平等思想を中心に」の「レジュメ兼資料」を補ったものだが、紙数制限もありそのかなりの部分を省いている。省略の多くは私見では新たな平等論に必須の「能力の共同性」と「社会・文化の水平的展開」である⁽¹⁾。さて前世紀では相当展開された自由論(バーリン、2004を嚆矢とする)に比べ、平等論は全く不活性だった(竹内1992)。特に能力に関わる平等論は、マルクス思想的な若干の言及(後述)以外には殆どなかった。それでもロールズの格差原理の核にある能力の分布の共同資産論以降、リベラリズムや分析的マルクス主義もこの平等論をある程度は論じはした(竹内1998)。特に既存平等論の難点を糾し、「何の平等か」を焦点化したセンの基本的潜在能力の平等論には大きな意義があった。

なぜなら「長生きするという潜在能力」(セン1988[99])を重視するセンの議論は、
個体能力観=能力の私的所有論の克服を志向する中で、既存の多数平等論が看過した能力に関わる不平等を批判したからであり、「財の再配分を『ひとの「機能」……、彼/彼女の所有する財とその特性を用いてひとはなにをなしうるか』(同[22])という観点でとらえたからである。つまり財の再配分を、個人所有の能力(機能)差……を補填すべきものとしてとらえ、能力自体に、当該個人の『外』を内在させ……、能力(機能)がもたらす有利さを『人と財との間の関係性』(Sen1980[216])に求めることにより、能力という『内』自体を、財などの『外』と人とへ分割し、この両者の関係自体として能力を把握して……、個人所有の能力差の特定自体において、財や環境との関連が強く意識されるので、個人所有としてのみとえられがちな『弱者』

の能力の問題も、財や環境の不備を自明視する制度の問題だ、ということ」(竹内、1998[21])にしたからである。それ故基本的潜在能力の平等論は、能力に基づく差別を正当化する——差別の原因を個人所有の能力差とする——個人還元主義を原理的に排除し、能力に基づく差別を廃棄しうる契機を与えたのである——ただ基本的潜在能力の平等論にも、選択能力の個人典拠性との不整合、個人と財との関係上での財が為す点と財で個人が為す点との混同、能力の個人還元主義否定における他者性の看過がある(竹内 2001、1998[21~22])——。

2 ネオリベラリズム的不平等の亢進と今後の平等論の基本

だが他方で今に至るもネオリベ(新自由主義)が福祉国家水準の平等すら破壊しており、このネオリベ的不平等論は私的所有に基づく自生的[市場]秩序とこれと一体の法[権利]ニールに担保される。例えば「進歩したどんな文明の道德の中心にも私的所有がある」(ハイエク 2009[40])とネオリベの領袖ハイエクは明言し、国境を越える文明やその道德さえも、私的所有とこれに基づく市場秩序とそのルールに規定される不平等なものとする。つまり市場秩序下では「法というルールの目的は、境界を設けることにより異なる諸個人の行動が相互に干渉しあうのを可能な限り防ぐことにあるにすぎず」(ハイエク 1986~7 [141])、社会法[権]無視の市民法[権]的な「『法の前の平等』は、人々の物質的・実質的平等を目指すどんな意図的政策とも衝突し…、『分配の平等』というあの強固な理想を目指したどんな政策も『法の支配』の崩壊をもたらし…、『法の支配』は経済的不平等を作り出す」(ハイエク 1992 [101])。以上だけからしても経済的不平等を正当化するネオリベが、能力をも私的所有として能力主義差別を容認するのは明らかである。

このネオリベによる不平等亢進に対しては、ロールズやセンが属し一般にも福祉国家的ないし社会国家的平等に資するとされるリベラリズムは当然平等推進派のはずだが、事はそれ程単純ではない。なぜならリベラリズムの多くは、平等論を目的的平等主義(原因は何にせよ不平等は悪い)と義務論的平等主義(平等は悪 badではなく不正義 unjust だ)とに区分し(Parfit,2000[81])、後者の称揚を通じて前

者による能力に関わる不平等批判に反対するからである。端的には義務論的「平等主義が扱うのは、不正義から結果する不平等という場合に、従って悪行から結果する場合に限定され」（Parfit2000[90]）、パーフィットも含む「義務論的平等主義者は、*自然的*不平等[能力差とこれによる不平等——竹内]を道徳的には重要とは考えないので、自然的不平等には矯正も再配分も認めない」（O'Neill2008[121]）。加えればリベリズムが「通常考える機会平等は、個人の自然的付与[能力差——竹内]と個人の社会環境との間の明確な区別を前提に」、「人種、経済的階級、家族的背景」等の社会環境要因の「力を減じることが、[機会平等を目指す——竹内]社会政策の責務だ」（Galston1986[94]）とするに留まる。結局は義務論的平等主義やリベラル的機会平等論は²⁾、自然的差異として把握された差異ある能力に基づく不平等、つまり能力主義的差別を自明視するのである³⁾。

ここにリベリズムのネオリベリタリアニズム⁴⁾への転落の一つ、しかも大きな転落がある訳だが、更に本邦の代表的リベタリアンは、目的平等主義は優遇の悪化による平等も是とするとして非難し、不遇の改善による平等のみを是とする優先説を唱導して言う。「パーフィットは、『…不平等はそれが自然に起きたのであれ、社会的な原因によって起きたのであれ、それ自体として悪い』と主張する<目的平等主義>と『暮らし向きの悪い人に利益を与えるほうが…重要である』という<優先説>とは…別の考え方であると指摘する。前者によれば、恵まれた人々の状態を悪化させることによって不平等の程度を小さくすることは…、『平等』という点に関しては改善だということになるが、後者によれば、このような措置は誰の状態の改善にもならず、無意味な改悪でしかない…。ロールズが…『格差原理』を支持するために持ち出す議論のうち、マクシミン原理は…、<優先説>の極端なヴァージョンだが、『自然的能力が個々人に不平等に配分されていることは道徳的観点からは恣意的だ』という議論は<目的平等主義>に属する…。パーフィットはこのようにして平等（主義）の諸概念の整理と明晰化を行い…、とかく実践的なレトリックにとどまったり、せいぜい『何の平等か?』という問題に関心を集中しがちな平等論とは全く違い、平等の概念それ自体の中にひそむ多義性を明らかにしている」（パーフィット 1998[730~731]の訳者解説）。

上記が「自然的能力の不平等」把握に基づくロールズの能力の分布の共同資産論を目的的平等主義として非難し、かのセンをも貶めているのは明白だが留意すべきは、上記が平等の同一性（不平等の非同一性＝差異）への還元を自明視し、本来の平等論が保持すべき差別としての不平等（反差別としての平等）を看過している点である（竹内 2010[1～14]）。ちなみに平等の同一性への還元からは、次の荒唐無稽な反平等論すら生来する。「格差があること自体がわるいのではない……。『何でも平等』『みんなが一番』というのは、たんなる『悪平等』」（佐藤 2000[74]）、「平等という価値は自ら以外の価値のハイアラーキーを否定する。このことは『全員が同時にゴールする百メートル走』という愚かな思想を検討してみればすぐ分かる。それは、人々の多様性…、価値が伴う不平等をいっさい認めない、全員が等しく同一であることを強要する思想である」（盛山 2000[44～45]）。リバタリアニズムやリベラリズム全般のみならず既存の平等-不平等論の大半も陥っているこの平等の同一性への還元は⁶⁾、しかし真摯な平等論の内容を十全に吟味すれば一見この還元が目立つバブーフのような論者においてすら、不平等＝差別批判（平等＝反差別論）の精々梃子に留まる（柴田 1968[242～254]）。つまり同一-処遇も差別となりうるし（同一＝画一教育や生休休暇撤廃等々）、万人の思想信条の自由等々の市民権の同一保障も生活保護等々の社会権の差異ある（非同一）保障も共に反差別＝平等に資するように、平等＝反差別に資するか否かで平等が同一性か非同一性かを理解せねばならない⁶⁾。

このように平等を同一性（不平等を非同一性）に還元せず、平等＝反差別（不平等＝差別）という理解に立てば、「中心的なイデオロギー的対立を『平等』対『自由』の闘いと解釈するのは完全な誤り…、それはむしろ広い平等と狭い平等との対立で」（Rae 1981[48]）、「自由というのは、しばしばそう考えられるように平等と潜在的に衝突する可能性のある独立の政治的理念ではなく平等の一側面となる」（ドゥオーキン 2002[169]）点をも取入れた平等論の彫琢が可能になる。もちろんその際には、資本-賃労働による階級差別と直結した現実の平等及び自由自体の矛盾を踏まえねばならない。つまり例えば、「交換価値、より正確には貨幣制度が実際には平等と自由の制度だが、この制度がより一層発展するにつれ、攪乱しつつ自

由と平等とに対立してくるのは、この制度に内在する攪乱であり、それはまさに結局は不平等と不自由である点が明らかになる平等と自由の実現に他ならない。交換価値が資本に発展しないようにと…願うのは適わぬ願いだ」(MEGA II, I-1[172])⁷⁾からある。と同時に能力主義差別を真に克服しうる平等論には、後年の高次コミュニズム論にも通じる、次のような初期マルクスの観点も必須になる。「コミュニズムが一切の反動的社会主義と区別される最も本質的原理の一つは…、知的能力の差異は何ら冒及び肉体的要求の差異を条件づけず、従って我々の現存の諸関係が基礎になっている間違った…『各人にはその能力に応じて』という原則は…、享受に係わる限り『各人には必要に応じて』という原則に変更すべきで…、活動や労働における相違は一切の不平等の根拠にも所有と享受の一切の特権の根拠にもならない点である」(MEW3[528])⁸⁾。

3 能力主義差別(不平等)の克服についての困難

だがこうした平等論を本当に彫琢するには、能力主義差別の克服に関わる更なる困難が伴う。その一つ目は近代の幕開が——その階級差別温存の自明視はここでは問わない！——諸差別の禁止、つまり諸「平等」肯定と引換えに能力の私的所有＝個人還元主義に基づく能力主義差別だけは強力で肯定した点である。典型はフランス革命時の『人権宣言——酷い誤訳！——Déclaration des droits de l'homme et Citoyen』6条後半で、「全て市民はこの法律の目から見ると平等だから、各々の能力に従って徳と才能における差異以外の何らの差別もなく、あらゆる高位、地位、公職に就くことが平等に許される/Tous les citoyens, étant égaux à ses yeux, sont également admissibles à toutes dignités, places et emplois publics, selon leur capacité et sans autre distinction que celle de leurs vertus et de leurs talents.」、とされたことに見られる。

しかもマンハイム等が、「エリート選択原理には…血統、財産及び業績」があり、「近代民主主義」はこの「三つの原理を結合した選択装置」を作ったが、「業績の原理がそれだけでますます頻繁に社会的成功の基準となるようになったのは、民主主義

の最近の発展段階における重要な変革」(マンハイム 1978[90]) だと言って業績主義≒能力主義差別を近代民主主義の原理として肯定し、こうした把握が現代の日常意識が<能力に応じる処遇>を「平等」とする際にも存続しているのである⁹⁾。世界最高の国法『日本国憲法』の 14 条ですら、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性、社会的身分又は家系により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin」とするに留まり、能力主義差別を批判するには至っていないのである。

もともと 19 世紀後半に遅れて登場した、社会権の理解が欠如した近代主義的な市民権に偏った権利理解では、コミュにタリアンでさえ「問われる権利の主張は能力の肯定のことで」、「或る存在が A, B, C に対する権利をもつという確信の背後には、その存在が尊重に値する能力を示すという直観がある」とし、「白痴に権利を帰属させる」のも一定の能力の容認故のことで、昏睡状態の人は「人間的な生なるものの余地を感じさせない」(Talor[337,341~2,348])とまで言って、権利論次元でも能力主義差別の極限(人範疇からの排除)に至る。それ故例えば生命倫理上の生存擁護の最右翼であるはずの生命の尊厳 SOL 論ですら、能力主義差別に直結する生命の質 QOL 論≒パーソン論¹⁰⁾に墮する。つまり 17 世紀以来の自然権・自然法論による「無辜の生命を奪うべからず」という生命の尊厳論でも、自然権に依拠しているので権利主体には「意思と活動が必要とされ」、擁護される生存も一定の生命の質(能力)がないとされれば擁護されない(田中 2012[128~129]、竹内 2015[55])。そしてこの能力主義差別は、階級差別を典型とする諸差別を能力の個人還元主義を通じて正当化してもきた。しかもその克服に関わる困難の二つ目として能力主義差別には、プラトン『国家』やアリストテレス『政治学』以来連綿と人類史に多大な害悪を与えつつも、未だ本格的論及には至らない優生思想 eugenics (命名はダーウインの従兄弟ゴールトン) との連動という大問題もある。

4 優生思想の深刻さ

積極的優生学と消極的優生学からなる優生学＝優生思想の前提には、皮膚一枚で他者からも社会・文化からも遮断された個人把握(能力の共同性の対極の個体還元主義)の自明視があるが、優生学の簡略な定義は能力の生物学決定論とこの次元での能力に基づく優勝劣敗論＝差別論、ということになる(竹内 2005[16～32])⁽¹¹⁾。そして既存の視野狭窄な優生学研究は看過しがちだが⁽¹²⁾、優生思想は[ア]遺伝子工学等にも伴い、[イ]出生や生殖以外での排除・差別論でもあり(隔離施設収容等)、[ウ]淘汰や断種以外の「安楽死」等も推進し、[エ]排除志向を経済的論点や社会防衛論にも及ぼし、[オ]偏見も伴い人種差別にも連動し、[カ]生命力から始まる「優＝善」とその称揚を健康・健全を含む全ての能力に、「劣＝悪」とその排除も疾病・障がいを含む全ての能力に及ぼし、この両者を広範に一体化しもする。

加えて現代では国家権力的な「陰險な計画」や「大虐殺で頂点に達した恐怖政治」というより、「市場の努力と消費者の欲望によって拍車をかけられている…商業的優生学」にまで至って(リフキン 1999[180～1])、ネオリベとも連動する優生思想がある。また思想史を含む歴史研究は優生思想と著名思想との結合を看過しがちだが、諸領域での人類的業績を挙げた人物による優生思想唱導も甚だしい(竹内 2017b)。『古事記』『日本書記』以来、福祉国家スウェーデンや戦前英米とナチスとの協力における優生政策等も軽視できないが、かの人物を若干挙げればユートピア論のモア、進化論のダーウィン、フェビアン夫妻、政治学のラスキ、報告名で名高いベバリッジ、16代米大統領 S.ルーズベルト、電話発明のベル、福祉国家経済のミュルダール夫妻、作家ウエルズ、社会主義者カウツキー、出産管理論のサンガー、キリスト教社会主義者安倍磯雄、農協・生協の立役者賀川豊彦等々。DNA 螺旋モデルの発見者ワトソン、仏思想史研究の桑原武夫、ノーベル物理学賞受賞者の江崎玲於奈らによる優生思想唱導も黙過できない。

近代思想に限っても、超人思想と庶民蔑視のニーチェの「子どもを産むことが一つの犯罪になりかねない…強度の慢性疾患や神経衰弱症にかかっている者の場合…変質した部分は切断されなければならない…。不出来な者共にも認められ

た平等権——これは最も深い非道徳性」(ニーチェ 1993[253~4])なる優生思想にはまだ驚かないかもしれぬ。だが「<自然>は人間を心身の諸能力において平等に創った」(ホップズ 1971[154])としたホップズも、その自然法思想の核にある社会契約を結ぶ能力を欠く「先天性の白痴、子共、狂人には権利がないのは獣についてと同様」(同上[282~3])と優生思想を公言した。「人間は約束によりまた権利により平等になる」(ルソー1954[41])とした「平等論者」ルソーですら、障がい児につき「なんの役にもたたず、自分の体を守ることばかり考えて、体が魂の教育を妨げる…、そんな生徒にむだな心遣いを注いでもどうにもならぬ。社会の損失を二倍にし、一人で済むところを二人の人間を奪いさるだけ」(ルソー1962[55])と他方で障害者差別を主張する。しかもこの双方は、彼の思想の原理的水準で能力主義差別→優生思想として合体しもする。彼は社会的不平等である「人為的不平等は、それが自然的不平等と同じ釣合いを保って一致しなければ常に自然法に反する」(ルソー1957[131])として、自然的不平等(能力の非同源性)と比例した人為的不平等という差別を「平等」の名の下に正当化するからである⁽¹³⁾。

日本でも丸山真男等の曲解で市民的民主主義者とされる福沢諭吉が実際には、その著名発言とは真逆の「天は人の下に人を造る」思想を唱えた天皇主義的国権拡張の帝国主義者だった点からすれば(杉田 2015)、ある種感得されるが、福沢はゴールトンを称揚して次のように、戯画的とも言える遺伝決定論的積極的優生学を唱えた。「近年家畜類の養法次第に進歩して就中その体格性質を改良すること甚だ難しからず…、人畜生同一様にして…、其智能の種類も亦遺伝の約束に漏れず…、ここに、家畜改良法に則り、良父母を選択して良児を産ましむるの新工夫あるべし」(福沢 1959[343~4])。

更に与謝野晶子や山川菊枝により依頼主義者等として批判されたとはいえ、近代日本の女性解放≡平等論に相当な貢献をした平塚らいてうすら、母性主義から子供尊重を通じて優生思想に陥って次のように主張したのである。「生殖のいとなみが、人類の成長に、国家・社会の発展に実に重大な意義をもつ…、普通人としての生活をするだけの能力のないような子供を産むことは、人類に対し、社会に対し、大きな罪悪である…。最近文明国といわれる国々でさかんに唱道されている…優生学な

どと言われる新しい知識や、優生学者や…社会改革者や、新道徳の主張者たちによって是認され…ている産児制限運動も早く学ばねばならない」。「優生学的立場から、法律によってある種の個人に対して結婚を禁止したり、断種法の施行を命じたりすることは我国でも今すぐにも望ましい」（平塚1983[337、340]）。

しかも優生思想蔓延の深刻さは、かの商業的優生学の大衆的浸透を含めて過去の話ではない。以前はナチス優生思想とその健康政策との一体性が現代医療にも及ぶとする警告を発し（米本1986）、「われわれの社会とわれわれ自身が本性として隠し持っている弱さと残酷さ」（米本1984[133～155]）たる優生思想を論駁した論者が、「優生学が反面教師として圧倒的な位置にあったのは20世紀後半…、現在ではその地位から後退してしまった…。ナチス=反面教師モデルの機能はリアリティを失った」（米本2006[246～247]）として後には優生思想を軽視した。また「近代のリベラルな文化と政治的・経済的諸制度を前提にしつつ、その枠内でリベラル優生主義にいかなる正当化と倫理的制約を与えることが可能か」とする学問論的優生思想容認も登場した（桜井2007[iv]）。優生思想の深刻さが真に感得されているなら、このような優生思想の正当化をも含む学問論はあり得ないだろう。が更に、倫理の生得性論——倫理の生物学還元論、社会・文化の意義と問題の隠蔽論——から、「脳神経科学の視点から倫理の問題を考えれば、胚や胎児を人とみなせるか否かを判断できる」とする脳神経倫理学を唱導し、「アルツハイマー病は、最後に患者を生きる屍にする…。彼らはもはや私たちの一員ですらない」（ガザニガ2006[35、46～56]）といった新手の優生思想の正当化も見られる。

こうしてみると、優生思想的差別をも含む能力主義差別を真に克服しうる平等思想に至るには、またこの平等思想がたんなる理論体系を超えて我々自身に感得されうるに至るには、まだまだ前途遼遠だと言わざるを得ないと思われる。

注

- (1) 「能力の共同性」と「社会・文化の水平的展開」、更に省略した平等主体論・平等客体論・平等連関論への平等の分類や平等論史の区分（伝統的平等論、現代

平等論、新現代平等論)は、竹内2001、2005、2013を参照されたい。

- (2) 機会平等も単純ではなく、形式性・実質性に関わり歴史上も理論上も少なくとも四段階には区分して把握せねばならない(竹内2013[122~43])。
- (3) もっともリベラル派のギャルストンは、「自然的付与は個人のライフチャンスに影響を及ぼすべきだ」という提案は、多くの困難な問題を提起する」(Galston1986[94~95])と言って、能力主義差別批判への道を開いてはいる。
- (4) この等値でノージック的リバタリアニズムの国家介入が問われるが、<財政的には小さい場合もあるが強力な国家権力を内在させた市場至上主義>という私のネオリベ把握は、市民権の秩序を支える最小国家権力も射程にいれているので、私はネオリベは、理論上は国家否定だが実践上は国家主義だとする解釈(ハーヴェイ2007[100~110])はとってない(竹内2009[9])。
- (5) 反革命的なゴータ綱領の批判上でのことであり、また接続法二式によってだが、マルクスすら、「もし不平等でないなら別個の個人ではなからう」(*MEW*9[21])、と不平等を非同一性に平等を同一視に還元する表現をしたことがある。
- (6) 私的所有と親和的な市民権[法]とは全く異なる社会権[法]の平等思想上の意義につき、竹内・吉崎2017、特に7章を参照されたい。
- (7) 「『一切の社会的・政治的不平等の除去』という…漠然たる結句に代えて階級区別の廃絶と共にこれから生じる一切の社会的・政治的不平等は自ずと消滅すると言うべき」(*MEW.Bd.19*[28])とする階級論の媒介も必要である。
- (8) これはM.ヘス執筆と推定されているが、共著『ドイツ・イデオロギー』としてはマルクスも同意した箇所と考えられる。これらに依拠した前世紀末のマルクス思想的平等論は、竹内1986、1992、後藤1986、吉崎1992を参照されたい。
- (9) 本来<能力に応じる>は、分相応という差別と真に相応しいという平等という矛盾する双方がある点を踏まえねばならない。
- (10) パーソン(人格)論は生が社会・文化的生である点を忘却し、現実の生をIQ20以下は人格的生を欠く単なる生物学的生にすぎないなどと分断し(J.Fletcher)、そんな生は人間ではないとしてこの生の殺害をも正当化する。
- (11) 近年の遺伝子工学の成果にも依拠する点からすれば、優生思想の特徴とされて

きた遺伝決定論は狭すぎ、これは生物学決定論へと拡張されるべきである。

- (12) 視野狭窄な優生学研究とは、T4 を嚆矢とするナチス経験への優生思想の還元を前提にした研究の他、重度障がい者殺傷や強制不妊＝断種、出生前診断による中絶等々の医療臨床場面での直接の生命剥奪へ視野を限定する研究に加え、歴史全般の末席でしか優生思想を扱わない研究のことである。
- (13) 三権分立論の立役者ロックも「労働が所有の権利を与えた」（ロック 1997[187]）点を基盤に、労働能力の低い米国のネイティブからの土地剥奪という帝国主義的侵略を自明視した点では、優生思想的差別論者であろう。

文献表：（欧文訳は訳書通りではない。周知の表記 *MEW* と *MEGA* を用いたマルクス・エンゲルス全集は、下記には記載してない）

バーリン／小川晃一・小池鮭・福田歓一・生松敬三訳『自由論』みすず書房、2004年

ドゥオーキン／小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社、2002年

Galston, W., "Equality of Opportunity and Liberal Theory", *Justice and Equality, Here and Now*, ed. by F.S. Lucash, Cornell U.P. 1986

ガザニガ／梶山あゆみ訳『脳のなかの倫理：脳倫理学序説』紀伊國屋出版、2006年

後藤道夫「共産主義的理念の再検討」藤田勇編『権威的秩序と国家』東大出版会、1986年

ハーヴェイ／渡辺治監訳『新自由主義 その歴史的展開と現在』作品社、2007

ハイエク／渡辺幹雄訳『致命的な思いあがり』春秋社、2009年

ハイエク／西山千明訳『隷属への道』春秋社、1992年

ハイエク「法と立法と自由」『ハイエク全集』8巻、春秋社、1986～87年

平塚らいてう「避妊の可否を論ず」『平塚らいてう著作集 母性の主張について』2巻、大月書店、1983年

ホッブズ／永井道雄訳「リヴァイアサン」『世界の名著 ホッブズ』23巻、中央公論

- 社、1971年
- 福沢諭吉「福翁百話」『福沢諭吉全集』6巻、岩波書店、1959年
- マンハイム／杉之原壽一・長谷川善計訳「変革期における人間と社会」『マンハイム全集』5巻、潮出版社、1978年
- ロック／伊藤宏之訳『統治論』柏書房、1997年
- ニーチェ／原佑訳『権力への意思 下』ちくま学芸文庫、1993年
- O'Neill, M. , “What should Egalitarians Believe?” ,*Philosophy and Public Affairs, Vol.36, No.2, 2008*
- Parfit, D., “Equality or Priority?” ,*The Ideal of Equality* , Palgrave Macmillan, 2000
- パーフィット／森村進訳『理由と人格』勁草書房、1998年
- Rae, D., *Equalities*, Harvard University Press, 1981
- リフキン／鈴木主税訳『バイテクセンチュリー』集英社、1999年
- ルソー／桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫、1954年
- ルソー／本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』岩波文庫、1957年
- ルソー／今野一雄訳『エミール 上』岩波文庫、1962年
- 佐藤俊樹『不平等社会日本——さよなら総中流』中央公論社、2000年
- 桜井徹『リベラル優生主義と正義』ナカニシア出版、2007年
- 盛山和夫「階層システムの公共哲学に向けて」高坂憲次編『日本の階層システム』6巻、東大出版会、2000年
- Sen, A., “Equality of What?” , *The Tanner Lectures on Human Values I*. Cambridge U.P., 1980
- セン／鈴木興太郎訳『福祉の経済学』岩波書店、1988年
- 柴田三千雄『バブーフの陰謀』岩波書店、1968年
- 杉田聡『天は人の下に人を造る：「福沢諭吉神話」を超えて』インパクト出版会、2015年
- 竹内章郎「能力と平等に関する一視角」藤田勇編『権威主義的国家』東大出版会、1986年
- 竹内章郎「高度成長期の日本マルクス主義における平等論の『不活性』について」

- 東京唯物論研究会編『マルクス主義思想 どこからどこへ』時潮社、1992年
- 竹内章郎「能力に基づく差別の廃棄」日本哲学会編『哲学』49号、法政大学出版局、1998年
- 竹内章郎「不平等批判への真摯なエレガントさとそのナイーブさ」『ポリティーク』2号、労働旬報社、2001年
- 竹内章郎『いのちの平等論：現代の優生思想に抗して』岩波書店、2005年
- 竹内章郎「新自由主義廃棄の第一歩」東京唯物論研究会編『唯物論』83号、2009年
- 竹内章郎『哲学塾 新自由主義の嘘』岩波書店、2011年（2007年初版）
- 竹内章郎『平等の哲学：新しい福祉思想の扉をひらく』大月書店、2013年
- 竹内章郎「障がい児者を巡る受容と排除：生存権理解と関わって」総合人間学会編『総合人間学』9号、学文社、2015年
- 竹内章郎・吉崎祥司『社会権』大月書店、2017年
- 竹内章郎「優生思想の深刻さ：相模原事件をきっかけに」『教育』857号、かもがわ出版、2017b年
- 田中智彦「人間の尊厳と人権」香川知晶・樫則章編『シリーズ生命倫理学』2巻、丸善出版、2012年
- Taylor, C., “ Atomism(1983) ” ,*Justice in Political Philosophy, vol.2*, ed. by W. Kymlica, Edward Elgar P.C., 1992
- 吉崎祥司「教育における平等と能力の問題をめぐって」全国唯研編『思想と現代』6号、白石書店、1992年
- 米本昌平「優生学史研究の現代的論点」『歴史と社会』4号、リプロポート、1984年
- 米本昌平「優生学的強迫から老戸トピアへ」『中央公論』12月号、1986年
- 米本昌平『バイオポリティクス』中公新書、2006年

